

第1回智頭町議会定例会会議録

平成30年3月19日

(第3日)

智 頭 町 議 会

第1回智頭町議会定例会会議録

平成30年3月19日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 1号 平成30年度智頭町一般会計予算
- 第 3. 議案第 2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4. 議案第 3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第 9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算
- 第13. 議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算
- 第14. 議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について
- 第15. 議案第23号 智頭町債権管理条例の制定について
- 第16. 議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について
- 第17. 議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第18. 議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第19. 議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第20. 議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正について

- 第 23. 議案第 31 号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第 24. 議案第 32 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 33 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 26. 議案第 34 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 27. 議案第 35 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第 28. 議案第 36 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 29. 議案第 37 号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第 30. 議案第 38 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 31. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第 32. 議案第 40 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 33. 議案第 41 号 第 7 期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第 34. 議案第 42 号 智頭病院改革プランの変更について
- 第 35. 議案第 43 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 第 36. 議案第 44 号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第 37. 議案第 45 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 第 38. 議案第 46 号 訴えの提起について
- 第 39. 議案第 47 号 訴えの提起について
- 第 40. 議案第 48 号 字の区域の変更について
- 第 41. 議案第 49 号 字の区域の変更について
- 第 42. 発議第 1 号 智頭町営火葬場調査特別委員会設置に関する決議について

て

第43. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 1 号 平成30年度智頭町一般会計予算

第 3. 議案第 2 号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算

第 4. 議案第 3 号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算

第 5. 議案第 4 号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

第 6. 議案第 5 号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算

第 7. 議案第 6 号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算

第 8. 議案第 7 号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算

第 9. 議案第 8 号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算

第10. 議案第 9 号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算

第11. 議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

第12. 議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算

第13. 議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算

第14. 議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について

第15. 議案第23号 智頭町債権管理条例の制定について

第16. 議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について

第17. 議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について

第18. 議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正について

第19. 議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

第20. 議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第21. 議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第22. 議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正について

- 第 2 3 . 議案第 3 1 号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第 2 4 . 議案第 3 2 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 . 議案第 3 3 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 2 6 . 議案第 3 4 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 2 7 . 議案第 3 5 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第 2 8 . 議案第 3 6 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 2 9 . 議案第 3 7 号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第 3 0 . 議案第 3 8 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 3 1 . 議案第 3 9 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第 3 2 . 議案第 4 0 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 3 . 議案第 4 1 号 第 7 期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第 3 4 . 議案第 4 2 号 智頭病院改革プランの変更について
- 第 3 5 . 議案第 4 3 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 第 3 6 . 議案第 4 4 号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第 3 7 . 議案第 4 5 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 第 3 8 . 議案第 4 6 号 訴えの提起について
- 第 3 9 . 議案第 4 7 号 訴えの提起について
- 第 4 0 . 議案第 4 8 号 字の区域の変更について
- 第 4 1 . 議案第 4 9 号 字の区域の変更について
- 第 4 2 . 発議第 1 号 智頭町営火葬場調査特別委員会設置に関する決議について

て

第43. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 都橋 一仁	2番 安道 泰治
4番 河村 仁志	5番 大河原 昭洋
6番 高橋 達也	7番 岩本 富美男
8番 中野 ゆかり	9番 岸本 眞一郎
10番 酒本 敏興	11番 大藤 克紀
12番 谷口 雅人	

1. 会議に欠席した議員（1名）

3番 國本 誠一

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺谷 誠一郎
副 町 長	金児 英夫
教 育 長	長石 彰祐
病院事業管理者	葉狩 一樹
総務課 長	矢部 整
総務課 参事	柴田 睦子
企画課 長	酒本 和昌
税務住民課 長	江口 礼子
教 育 課 長	國岡 厚志
地域整備課 長	矢部 久美子
山村再生課 長	山本 進
地籍調査課 長	岡田 光弘
福祉課 長	小谷 いず美
福祉課 参事	迎山 恵一
会計課 長	國政 昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森 啓次

病 院 事 務 次 長 寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 寺 坂 英 之
書 記 大 藤 翔 太

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、安道泰治議員、4番、河村仁志議員を指名します。

日程第2. 議案第1号から日程第41. 議案第49号まで 40案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第2、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算から、日程第13、議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算及び日程第14、議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についてから、日程第41、議案第49号 字の区域の変更についての40議案を一括して議題とします。

この40議案については、3月7日の会議において予算特別委員会、総務常任委員会並びに民生常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、これより各委員長の審査結果の報告を求めます。

はじめに、予算特別委員長に報告を求めます。

11番、大藤克紀議員。

○11番（大藤克紀） それでは、報告いたします。

3月7日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3月9日、12日、15日に委員会を、13日、14日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算については、款2総務費中項1、総務管理費中目6、まちづくり推進費中の細目地方創生推進事業のうち、育みの郷にかかわる事業の部分、工事請負費1,500万円並びに備品購入費1,000万円については、事業計画が滞っている状況の中、予算計上は時期尚早であるものと思料されることから、予算を別紙のとおり減額修正するものと決定しました。また、修正部分の原案については可決するものと決定しました。

次に、議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算及び議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

- 10番（酒本敏興） 3月7日の本会議において、総務常任委員会に付託された議案について、3月14日に委員会を開き慎重に審査しましたので、その結果について報告をいたします。

今期定例会に付託を受けた議案第23号 智頭町債権管理条例の制定について、議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について、議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正について、議案第33号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）、議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）、議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について、議案第46号 訴えの提起について、議案第47号 訴えの提起については、いずれも適当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

- 議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

- 4番（河村仁志） 3月7日の本会議において、民生常任委員会に付託された議案について、3月13日に委員会を開き慎重に審査しましたので、その結果に

ついでご報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について、議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について、議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正について、議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正について、議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第34号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）、議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）、議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定について、議案第42号 智頭病院改革プランの変更について、議案第48号 字の区域の変更について、議案第49号 字の区域の変更については、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数。

よって、委員長の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 8 号 平成 30 年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論
を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 9 号 平成 30 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第23号 智頭町債権管理条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正についての討論

を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第33号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第34号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町立智頭町総合案内所)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について(国重要文化財石谷家住宅)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について(旧塩屋出店及び西河克己映画記念館)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町消防団本町分団屯所)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第42号 智頭病院改革プランの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第46号 訴えの提起についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第47号 訴えの提起についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第48号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第49号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42. 発議第1号について

○議長（谷口雅人） 日程第42、発議第1号 智頭町営火葬場調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 発議第1号 智頭町営火葬場調査特別委員会設置に関する決議について。

智頭町営火葬場の今後の運営について、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、智頭町営火葬場調査特別委員会を設置し、事務事業の調査を行うため発議する。目的は老朽化した智頭町営火葬場の今後の運営について、調査・研究する。

委員の定数、12人。調査期間は、特別委員会設置の日から調査終了までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。

以上、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第1号 智頭町営火葬場調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 12 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました、智頭町営火葬場調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 12 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

智頭町営火葬場調査特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に河村仁志議員、副委員長に酒本敏興議員。以上のとおりです。

なお、本案は委員長より、調査終了まで閉会中の継続調査の申し入れが出ております。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 4 3. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口雅人） 日程第 4 3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と

します。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回定例会を閉会します。

閉 会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年3月19日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 河 村 仁 志